



住宅をリフォームする場合、助成金をデジタル地域通貨「天草のさりー」(スマートフォンアプリまたはマイナンバーカード)にて交付する天草市住宅リフォーム助成事業を実施しています。すでにリフォームを行った場合や、交付決定前の事前着工は対象となりません。

対象になる住宅は？

- 【次の要件を全て満たす場合に対象となります。】
- 申請者ご本人または生計が同じ親族が天草市内に所有し、申請者が現在お住まいの住宅(リフォーム完了後1年以内に申請者が居住予定の住宅を含みます)
- 専用住宅、店舗等併用住宅または分譲マンションなどの居住専有部分
- 賃貸契約ではない住宅

申請できる人は？

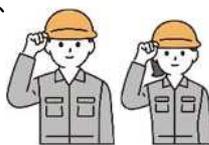
- 【次の要件を全て満たす場合に対象となります。】
- 対象住宅の所在地に住民票がある方、もしくは工事完了後1年以内に対象住宅に住民票を移すことを確認できる方
- 世帯全員に市税の滞納がない方
- 申請のリフォームについて、他制度による補助金等を受けていない方
- 過去にこの事業による助成を受けていない方
- 対象住宅を賃貸・売買、貸出の目的で利用しない方

どんな工事が対象になるの？

- 修繕、補強、増改築などの工事費用が税抜きで10万円以上のものが対象です。対象になる工事、ならない工事がありますので、対象工事一覧表(別表)をご確認ください。
- 交付決定日から2か月以内に着工し、当該年度の3月15日までに完了報告ができる工事
- ※同一住宅で助成が受けられるのは一回限りです。同一年度で複数回申請はできません。詳細は産業政策課にお問い合わせください。

施工業者は決まってるの？

天草市内に本社、支店、営業所があり、天草市内において施工体制がある会社または個人事業者です。天草市外の事業者には依頼される場合は対象になりません。



助成内容は？

対象工事費の2割(上限20万円)を交付します。

交付方法

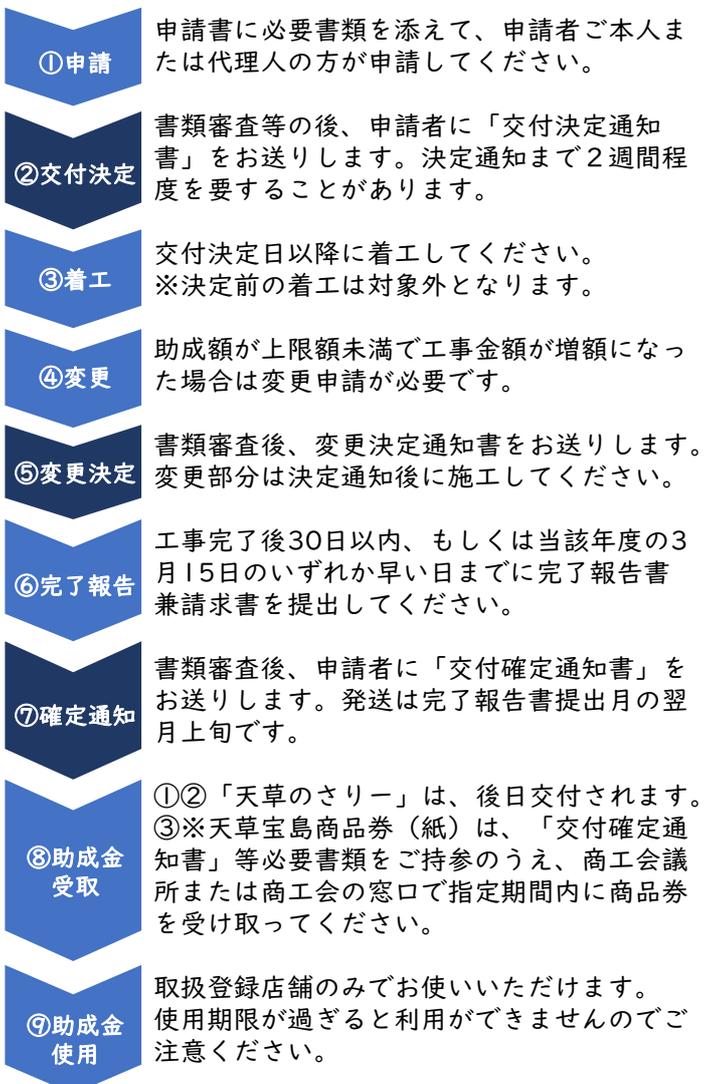
- ①「天草のさりー」スマートフォンアプリ
- ②「天草のさりー」マイナンバーカード
- ③※天草宝島商品券(紙)



※デジタル地域通貨「天草のさりー」での受け取りが困難である方のみ交付可能です。

①～③の使用期限は、発行日から5カ月後の月末です

申請から助成金使用までの流れ



詳細は天草市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】  
天草市役所 産業政策課(本庁舎2階18番窓口)  
☎0969-32-6786 及び各支所担当課

天草市  
ホームページ  
→



天草のさりー  
ダウンロード  
→

